

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険の資格・給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安芸太田町は、国民健康保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

安芸太田町長

公表日

令和2年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格・給付に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法による被保険者資格の管理及び保険給付の支給事務 ・オンライン資格確認の準備業務 (資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務)
③システムの名称	総合行政情報システム(国民健康保険)、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><国民健康保険法による被保険者資格の管理及び保険給付の支給事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条(利用範囲)第1項規定の別表第一の30の項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条(利用範囲)第1項規定の別表第一の30の項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><国民健康保険法による被保険者資格の管理及び保険給付の支給事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号規定の別表第二の1,2,3,4,5,9,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106,120の項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1 (0826)28-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民生活課 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1 (0826)28-2116

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	I-3法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第一の30の項	番号法第9条(利用範囲)第1項規定の別表第一の30の項	事後	
令和1年7月1日	I-4-②法律上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の2,3,5,17,22,26,42,43,58,62,87,88の項	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号規定の別表第二の1,2,3,4,5,9,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106,119の項	事後	
令和1年7月1日	I-5-②所属長の役職名	課長 小笠原 敏子	課長	事後	
令和1年7月1日	IV-1提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
令和1年7月1日	IV-2特定個人情報の入手		十分である	事後	
令和1年7月1日	IV-3特定個人情報の使用(目的を超えた紐付け等対策)		十分である	事後	
令和1年7月1日	IV-3特定個人情報の使用(権限のない者の不正使用等対策)		十分である	事後	
令和1年7月1日	IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	
令和1年7月1日	IV-5特定個人情報の提供・移転		十分である	事後	
令和1年7月1日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続(目的外入手対策)		十分である	事後	
令和1年7月1日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続(不正提供対策)		十分である	事後	
令和1年7月1日	IV-7特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	
令和1年7月1日	IV-8監査		—	事後	
令和1年7月1日	IV-9従業者に対する教育・啓発		十分に行っていない	事後	
令和2年3月31日	I-1-②事務の概要	国民健康保険法による被保険者資格の管理及び保険給付の支給事務	・国民健康保険法による被保険者資格の管理及び保険給付の支給事務 ・オンライン資格確認の準備業務 (資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務)	事前	
令和2年3月31日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム	総合行政情報システム(国民健康保険)、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年3月31日	I-3-①個人番号の利用	番号利用法第9条(利用範囲)第1項規定の別表第一の30の項	<国民健康保険法による被保険者資格の管理及び保険給付の支給事務> ・番号利用法第9条(利用範囲)第1項規定の別表第一の30の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法第9条(利用範囲)第1項規定の別表第一の30の項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年3月31日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号規定の別表第二の1,2,3,4,5,9,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106,119の項	<国民健康保険法による被保険者資格の管理及び保険給付の支給事務> ・番号利用法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号規定の別表第二の1,2,3,4,5,9,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,93,106,120の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年3月31日	II-1いつ時点の計数か	令和1年6月30日 時点	令和2年3月31日 時点	事前	
令和2年3月31日	II-2いつ時点の計数か	令和1年6月30日 時点	令和2年3月31日 時点	事前	
令和2年3月31日	IV-8監査	—	自己点検	事前	
令和2年3月31日	IV-9従業者に対する教育・啓発	十分に行っていない	十分に行っている	事前	